

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月7日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	たゞ有限会社 香川県綾歌郡宇多津町1970番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヤマダ電機テックランド宇多津本店 香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番6	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	廃止前	3,176平方メートル
	廃止後	0平方メートル
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日	平成29年2月1日	

2. 届出年月日

平成29年6月22日